

～会長便り～

私の大学の恩師が次のようなお手紙を送って下さいました。

【禅の言葉に「香巖上樹（きょうげんじょうじゅ）」があります。これは「樹木に登って口で枝をくわえている状態で、手も足もでない絶体絶命のピンチの時こそ頭で物を考え、危機状況に立ち向かう」を意味しており、コロナウイルス感染症が問題になっている現在の状況に似ていると思われます。】というものでした。調べると色々諸説あるようですが、人間は追い込まれた時、そこで苦悶し“一変”または“転ずる”こと、これに至る道が修行だという事ようです。

現在、皆様の努力、工夫で私達の周りから感染者を出すことなく業務が出来ている事を誇りに思い、警戒を怠らず進んでまいりましょう。お疲れ様です。

～社会保険委員会だより～

今年度は診療報酬改定の年度でしたが、従来からの流れを受けて、“対物業務から対人業務”へと報酬体系を見直した改定であったと言えます。それは、内服薬の調剤料を引き下げた一方で、薬学管理料の加算項目が多く新設されたところに色濃く反映されています。例年であれば、県薬の社会保険講習会を開催して、会員の皆様に周知を図るところであり、今年も6月に開催する予定で進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、延期することとなりました。ご了承ください。

今回は、4月より新設された「服用薬剤調整支援料2」に関するQ&Aをご紹介します。

問15) 重複投薬等の解消に係る提案を行い、服用薬剤調整支援料2を算定した後に、当該提案により2種類の薬剤が減少して服用薬剤調整支援料1の要件を満たした場合には、服用薬剤調整支援料1も算定できるか。(答)算定できない。

問16) 同一患者について、同一月内に複数の医療機関に対して重複投薬等の解消に係る提案を行った場合、提案を行った医療機関ごとに服用薬剤調整支援料2を算定できるか。(答)同一月内に複数の医療機関に対して提案を行った場合でも、同一患者について算定できるのは1回までである。

問17) 医療機関Aに重複投薬等の解消に係る提案を行って服用薬剤調整支援料2を算定し、その翌月に医療機関Bに他の重複投薬等の解消に係る提案を行った場合、服用薬剤調整支援料2を算定できるか。↗

(答)服用薬剤調整支援料2の算定は患者ごとに3月に1回までであり、算定できない。

問18) 保険薬局が重複投薬等の解消に係る提案を行ったものの状況に変更がなく、3月後に同一内容で再度提案を行った場合に服用薬剤調整支援料2を算定できるか。

(答)同一内容の場合は算定できない。

〈R2.3.31 厚生労働省通知 疑義解釈資料〉より抜粋

～定時総会のご案内～

佐世保市薬剤師会定時総会を下記のとおり開催いたします。

今回は総会終了後の懇親会は、中止とさせていただきます。ご了承下さい。

詳細につきましては別途郵送しておりますので、ご確認をお願いします。

日時:6月13日(土)18:30～ 場所:JAさせぼホール(松浦町2-28 TEL:24-3123)

～「7月1日からのレジ袋有料化に関して」事務所からのお知らせ～

標記の件、佐世保市薬剤師会では、常務会で話し合った結果、各薬局で仕入れ価格等も違うので、薬剤師会で統一する等はしないと決定しました。各薬局様のご判断でご対応いただきますようお願いいたします。

《参考》プラスチック製買物袋の有料化に関するホームページ(経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html

～令和2年度佐世保市心身障がい児(者)育成協議会会員募集のお願い～

佐世保市より標記への協力願いが来ております。これは、特別支援教育についての啓発活動や心身に障がいのある方々への支援活動を目的としています。1口100円で何口でも結構です。ご協力頂ける方は、市薬事務所(TEL:24-3833)に用紙がございますのでご連絡下さい。8月末日を締切りとさせていただきます。

佐世保市薬剤師会 会務報告【5月】

11日	会計監査(蒲池、東内、井手、川上)	市薬会議室
13日	常務会	市薬会議室
20日	理事会	薬国保会議室
22日	在宅医療・介護保険委員会	リモート会議